

那 霸 市 公 報

第 1 5 9 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 規 則 ◇

○那 霸 市 営 住 宅 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (市 営 住 宅 課) …… 485

◇ 告 示 ◇

○平 成 2 5 年 (2 0 1 3 年) 5 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) …… 486

○平 成 2 5 年 度 市 政 功 労 者 の 表 彰 に つ い て (秘 書 広 報 課) …… 487

○生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援
に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 489

○生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援
に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 変 更 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 490

○生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援
に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 廃 止 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 490

○生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援
に 関 す る 法 律 に 基 づ く 介 護 機 関 の 指 定 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 491

○生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援
に 関 す る 法 律 に 基 づ く 介 護 機 関 の 変 更 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 492

○生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援
に 関 す る 法 律 に 基 づ く 介 護 機 関 の 廃 止 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 493

○生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援
に 関 す る 法 律 に 基 づ く 介 護 機 関 の 休 止 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 494

○生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援
に 関 す る 法 律 に 基 づ く 柔 道 整 復 を 担 当 す る 施 術 者 の 指 定 に つ い て (保 護 管 理 課)
…… 494

○生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援
に 関 す る 法 律 に 基 づ く 柔 道 整 復 を 担 当 す る 施 術 者 の 変 更 に つ い て (保 護 管 理 課)

.....	495
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の廃止について（保護管理課）	496

◇ 公 告 ◇

○okinavita (オキナヴィータ) 動画コンテンツ制作事業に関する提案依頼について （情報政策課）	497
○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）	498
○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）	500
○保留地の一般公開抽選処分について（区画整理課）	501
○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）	502
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	504
○農連市場地区防災街区整備事業の施行地区となるべき区域の公告について （市街地整備課）	504
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	508

◇ 消防本部訓令 ◇

○那覇市火災調査規程の一部を改正する訓令	509
----------------------------	-----

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	512
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について	513
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	513
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	515

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○選挙人名簿の縦覧場所について	516
○在外選挙人名簿の縦覧場所について	517

規 則

那覇市規則第62号

平成25年 5 月21日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(改良住宅内店舗使用者の遵守事項)</p> <p>第27条 改良住宅内店舗使用者は、この規則に定めるもののほか、市長が別に定める指示事項に従わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(特別の事情があるとき)</p> <p><u>第15条の2 条例第16条第4号に規定する特別の事情があるときとは、入居者又は同居者が婚姻によらないで母又は父となり、かつ、その子と生計を同じくしているときとする。この場合における家賃減免及び徴収猶予の基準は、市長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(改良住宅内店舗の管理)</p> <p>第27条 改良住宅内店舗の管理については、この規則に定めるもののほか、市長が別に定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那 覇 市 告 示 第 7 8 号

平 成 2 5 年 5 月 1 7 日

掲 示 済

平成 25 年 (2013 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 25 年 (2013 年) 5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 25 年 5 月 27 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - (2) 損害賠償額の決定及び和解について
 - (3) 工事請負契約について (那覇市民共同墓及び納骨堂建設工事 (建築))
 - (4) 平成 25 年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業業務委託契約の締結について
 - (5) 損害賠償額の決定及び和解について
 - (6) 専決処分の報告について (車両物損事故)
 - (7) 専決処分の報告について (車両物損事故)

那 覇 市 告 示 第 8 0 号

平 成 2 5 年 5 月 2 0 日

掲 示 済

平 成 2 5 年 度 市 政 功 労 者 の 表 彰 に つ い て

平 成 2 5 年 度 那 覇 市 政 功 労 者 の 表 彰 に つ い て 那 覇 市 政 功 労 者 表 彰 条 例 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 次 の 者 を 那 覇 市 政 功 労 者 と し て 表 彰 し た の で、 同 条 例 第 5 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

登 録 番 号 3 9 7 号

氏 名 あはれん ほんゆう 阿 波 連 本 勇 (78 歳)

功 績 概 要 那 覇 市 3 大 祭 り の 一 つ 琉 球 王 朝 祭 り 首 里 の 古 式 行 列 の 復 活 と 戦 後 途 絶 え た 路 次 楽 ・ 御 座 楽 の 復 興 に 尽 力。 路 次 楽 の 演 奏 者 と し て 活 躍 す る と と も に 後 進 の 育 成 に あ た る な ど 観 光 振 興 と 歴 史 文 化 の 継 承 に 大 き く 貢 献。

登 録 番 号 3 9 8 号

氏 名 うちま そうろく 内 間 莊 六 (76 歳)

功 績 概 要 平 成 8 年 か ら 6 年 間 那 覇 市 立 病 院 院 長 を 務 め、 厳 しい 経 営 状 況 下 の 市 立 病 院 の 経 営 改 善 に 尽 力。 職 員 の 意 識 改 革 に 精 力 的 に 取 り 組 み、 救 急 診 療 所 の 統 合 や 臨 床 研 修 病 院 の 指 定 を 受 け る な ど 経 営 健 全 化 に 大 き く 貢 献。

登 録 番 号 3 9 9 号

氏 名 かかず のりあき 嘉 数 昇 明 (71 歳)

功 績 概 要 昭 和 5 9 年 よ り 4 期 1 6 年 に わ た り 那 覇 市 区 選 出 の 沖 縄 県 議 会 議 員 を 務 め、 そ の 間、 文 教 厚 生 委 員 会 委 員 長 な ど に 就 く。 ま た、 平 成 1 3 年 か ら は 出 納 長 や 副 知 事 な ど の 要 職 を 歴 任 し、 県 政 を 通 じ 本 市 の 発 展 に 大 き く 貢 献。

登録番号 400 号

氏 名 ^{きやん}喜屋武 ^{まさお}正雄 (72 歳)

功績概要 沖縄県体操協会会長を務めるほか、那覇市スポーツ少年団本部長として、青少年の健全育成に尽力。また、市スポーツ振興審議会副会長として市スポーツ基本計画の策定に寄与するなどスポーツ振興に大きく貢献。

登録番号 401 号

氏 名 ^{ぐし}具志 ^{せいぎ}盛義 (70 歳)

功績概要 永年にわたり青年会活動や自治会活動を通じ、地域づくりに尽力。また、小禄・豊見城地区防犯協会会長や那覇市自治会長会連合会会長などを歴任し、犯罪のない安心安全な住みよいまちづくりに大きく貢献。

登録番号 402 号

氏 名 ^{たまき}玉木 ^{しろう}史朗 (76 歳)

功績概要 学校歯科健診などを通じ歯科保健衛生の啓発及び予防に取り組むとともに、デンタルフェアや那覇市学校歯科保健大会の開催に尽力。また、南部地区歯科医師会会長などを歴任し歯科保健衛生の向上に大きく尽力。

登録番号 403 号

氏 名 ^{ちねん}知念 ^{せきたろう}績太郎 (75 歳)

功績概要 33 年間にわたり那覇市交通指導員として、毎朝の立哨活動により、子供たちの交通安全に献身的に尽力。また、自治会役員や青少年補導員などの各種ボランティア活動を通じ地域の青少年の健全育成に大きく貢献。

登録番号 404 号

氏 名 ^{とうま}當間 ^{きみこ}貴美子 (75 歳)

功績概要 平成元年から現在までの 24 年余りにわたり民生委員・児童委員を務める。その間、真和志第二民生委員児童委員協議会副会長、会長を歴任するなど組織の活性化に尽力するとともに、地域福祉の向上に大きく貢献。

登録番号 405 号

氏 名 ^{ながみね}長嶺 ^{のぶお}信夫 (72 歳)

功績概要 永年にわたり那覇市医師会活動をとおして公衆衛生活動の向上に尽力。また、禁煙社会の実現に向け、県下初となる平成 19 年の「那覇市路上喫煙防止条例」の制定に寄与するなど、健康福祉行政に大きく貢献。

登録番号 406 号

氏 名 ^{ふくじ} 福治 ^{ともつぐ} 友次 (71 歳)

功績概要 昭和 50 年から 37 年間にわたり、区画整理評価員として区画整理事業の推進に尽力。また平成 8 年からは那覇市財産評価委員を務め、副委員長、委員長を歴任するなど、本市の土地行政の進展に大きく貢献。

那覇市告示第 93 号

平成 25 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
かなさん訪問看護ステーション 那覇市安謝二丁目 5 番 6 号	株式会社 ちむぐくる マンション RYU102	平成 25 年 3 月 1 日
医療法人 格仁会 整形外科よざクリニック 那覇市松尾二丁目 2 番 25-4 号	医療法人 格仁会	平成 25 年 4 月 1 日
ありがとう子供クリニック 那覇市古波蔵四丁目 13 番 9 号	医療法人 ありがとう SSKビル 2 階	平成 25 年 4 月 1 日
たろう歯科医院 那覇市久茂地一丁目 3 番 8 号	医療法人 ヴェリィ 宇良ビル 2 階	平成 25 年 4 月 1 日
スマイル訪問看護ステーション 那覇市三原二丁目 34 番 8 号	株式会社アレクシード クリエール三原 1 階	平成 25 年 4 月 23 日
医療法人陽心会 在宅総合ケアセンター陽心会 那覇市字大道 128 番地	医療法人 陽心会	平成 25 年 5 月 14 日

那覇市告示第 94 号
平成 25 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

変更事項	名 称 変 更 後 (変 更 前)	変更年月日
名 称	薬志堂薬局 東町店 薬志堂薬局 東町店 (おれんじ薬局 東町店)	平成 25 年 4 月 1 日

那覇市告示第 95 号
平成 25 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所 在 地	廃止年月日
大見医院	那覇市泊一丁目 25 番 1 号	平成 25 年 3 月 31 日
ありがとう子供クリニック	那覇市古波蔵四丁目 13 番 9 号 SSKビル 2 階	平成 25 年 4 月 1 日
整形外科よざクリニック	那覇市松尾二丁目 2 番 25-4 号	平成 25 年 4 月 1 日
大山小児科	那覇市首里汀良町三丁目 82 番地 3	平成 25 年 4 月 6 日

那覇市告示第 96 号

平成 25 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名称	所在地	指定年月日
開設者	サービスの種類	
スマイル訪問看護ステーション	那覇市三原二丁目 34 番 8 号 クリエール三原 1 階	平成 25 年 4 月 23 日
株式会社 アレクシード	訪問看護 介護予防訪問看護	
J Aおきなわ 南部居宅介護支援事業所	那覇市寄宮三丁目 10 番 1 号 沖縄県農業協同組合 真和志支店 2 階	平成 25 年 5 月 1 日
沖縄県農業協同組合	居宅介護支援	
かなさん訪問看護ステーション	那覇市安謝二丁目 5 番 6 号 マンション RYU102	平成 25 年 5 月 9 日
株式会社 ちむぐる	訪問看護 介護予防訪問看護	

那 覇 市 告 示 第 9 7 号

平成 25 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

変更事項	名 称 変 更 後 (変 更 前)	変更年月日
名 称	デイサービス ゆいまーる松川 （介護サービスセンターゆいまーる松川）	平成 24 年 4 月 1 日
名 称	ホームヘルプ ゆいまーる松川 （介護サービスセンターゆいまーる松川）	平成 24 年 4 月 1 日
名 称	は〜とケアサービス （は〜とケアサービス那覇）	平成 25 年 4 月 1 日
所在地	那覇市松川三丁目 19 番 46 号 株式会社日本インベストビル 1 階 （那覇市長田一丁目 3 番 4 号 ネオコーポクニⅡ 102）	
所在地	デイサービスセンター かいごの森 那覇市繁多川一丁目 1 番 39 号 （那覇市曙三丁目 21 番 1 号）	平成 25 年 4 月 22 日
所在地	居宅介護支援センター かいごの森 那覇市繁多川一丁目 1 番 39 号 （那覇市港町二丁目 16 番 1 号 5 階）	平成 25 年 4 月 22 日
所在地	訪問介護ステーション かいごの森 那覇市繁多川一丁目 1 番 39 号 （那覇市港町二丁目 16 番 1 号 5 階）	平成 25 年 4 月 22 日

那 覇 市 告 示 第 9 8 号
平 成 2 5 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 所 在 地	廃止年月日
那覇市地域包括支援センター 那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号	平成 25 年 4 月 1 日
ホームヘルプステーション寄宮 那覇市寄宮一丁目 16 番 12 号	平成 25 年 4 月 1 日
デイサービスセンター寄宮 那覇市寄宮一丁目 16 番 12 号	平成 25 年 4 月 1 日
居宅介護支援事業所寄宮 那覇市寄宮一丁目 16 番 12 号	平成 25 年 4 月 1 日

那覇市告示第 99 号
平成 25 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	休止年月日
所 在 地	
ヘルパーステーションよりそい 那覇市辻二丁目 7 番 4 号	平成 25 年 4 月 24 日

那覇市告示第 100 号
平成 25 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指 定 年 月 日
	施 術 所 所 在 地	
森 雅 史	おきなほ整骨院	平成 25 年 4 月 24 日
	那覇市寄宮二丁目 6 番 10 号	

那覇市告示第 101 号

平成 25 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

変更事項	名 称	変更年月日
	変 更 後 (変 更 前)	
名 称	マナス整骨院	平成 25 年 4 月 1 日
	マナス整骨院 (ながみね整骨院)	
	所在地	
所在地	那覇市奥武山 26 番地の 24-103 (那覇市奥武山 26 番地の 24-102)	
所在地	ふく木の葉整骨院	平成 25 年 4 月 1 日
	那覇市辻一丁目 3 番 1 号 フラット一城 1 階 (那覇市辻一丁目 3 番 1 号 国吉アパート 102)	
所在地	ふく木堂整骨院	平成 25 年 4 月 1 日
	那覇市宇栄原三丁目 1 番 1 号 カマンション 101 (那覇市宇栄原一丁目 6 番 6 号)	

那覇市告示第 102 号

平成 25 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり廃止届があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
森 雅 史	心身堂 鍼灸・整骨院	平成 25 年 3 月 31 日
	那覇市銘苅一丁目 6 番 15 号 ラトゥール新都心 102	
池 田 馨	まるみや整骨院	平成 25 年 4 月 26 日
	那覇市古島二丁目 26 番 15 号 津嘉山ビル 1 階	

公 告

那 覇 市 公 告 第 4 0 号

平 成 2 5 年 5 月 7 日

掲 示 済

Okinavita (オキナヴィータ) 動画コンテンツ制作事業に関する提案依頼について

Okinavita (オキナヴィータ) 動画コンテンツ制作事業についての提案依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 Okinavita (オキナヴィータ) 動画コンテンツ制作事業に関する提案依頼
- 2 依頼内容 Okinavita (オキナヴィータ) 動画コンテンツ制作提案書、費用見積書等の提出
- 3 提出期限 平成 25 年 5 月 21 日 (火) 午後 5 時
- 4 問合せ先 那 覇 市 企 画 財 務 部 情 報 政 策 課
担当：與那覇、徳元
TEL:098-861-0350 FAX:098-862-0619
E-Mail : M-JYOH0001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 業務仕様書や提案書作成要領等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。

那 覇 市 公 告 第 5 4 号
平 成 2 5 年 5 月 1 4 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令 (昭和 31 年政令第 290 号) 第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	虎瀬公園
公園の位置	那覇市首里赤平町二丁目 68 番、69 番
供用開始の期日	平成 25 年 5 月 15 日
公園の区域	別紙参考図のとおり

位 置 図

(虎瀬公園)

S=1/3000



 : 虎瀬公園

那 覇 市 公 告 第 5 8 号

平 成 2 5 年 5 月 1 4 日

掲 示 済

都 市 計 画 の 図 書 の 写 し の 縦 覧 に つ い て

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

都 市 計 画 の 種 類 : 那 覇 広 域 都 市 計 画 道 路

都 市 計 画 の 名 称 : 1 ・ 3 ・ 2 号 西 海 岸 自 動 車 道

1 ・ 4 ・ 1 号 上 之 屋 道 路

3 ・ 3 ・ 1 9 号 臨 港 道 路 2 号

縦 覧 場 所 : 那 覇 市 都 市 計 画 部 都 市 計 画 課

(那 覇 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号 那 覇 市 役 所 9 階)

那 覇 市 公 告 第 6 6 号

平 成 2 5 年 5 月 2 1 日

掲 示 済

保留地の一般公開抽選処分について

保留地（宅地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地
区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和57年那覇市規則第10号）第2条の規
定に基づき、次の事項を公告します。

那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業
施行者 那覇市
代表者 那覇市長 翁長雄志

1 保留地の位置、地積及び処分価格

真嘉比古島第二地区

- ① 84街区8画地
面積 362.78㎡ 価格 ¥45,166,000円
- ② 116街区3-1画地
面積 185.24㎡ 価格 ¥25,470,000円
- ③ 116街区3-2画地
面積 107.48㎡ 価格 ¥14,402,000円
- ④ 116街区7画地
面積 227.78㎡ 価格 ¥32,572,000円

2 抽選参加者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 保留地の抽選日において、本市内に居住する期間が3ヶ月未満の者。た
だし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3) 過去10年間に保留地を買い受けた者

3 抽選の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年6月18日（火）
 - ① 午前10時より（84街区8画地の抽選）
 - ② 午前11時より（116街区3-1画地の抽選）
 - ③ 午後2時より（116街区3-2画地の抽選）
 - ④ 午後3時より（116街区7画地の抽選）
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎10階会議室（1001号室）
那覇市泉崎1-1-1 本庁舎10階

4 抽選参加申込みの受付期間及び場所

- (1) 日時 平成25年6月3日(月)から平成25年6月14日(金)まで
(午前8時30分～午後5時15分。ただし、土日祝日を除く。)
- (2) 場所 那覇市役所区画整理課
那覇市泉崎1-1-1 本庁舎9階 電話862-9137

5 その他抽選に必要な事項

- (1) 抽選参加の申込みは、1世帯又は1法人につき1筆とします。
- (2) 抽選参加の申込みは、所定の抽選参加申込書により必要な書類を添えて、申込受付期間内に行うこと。
- (3) 抽選参加申込書は、区画整理課で配布します。

※ なお、一般公開抽選において売却の決定がなかった保留地が生じた場合は、上記「2 抽選参加者の資格」の(2)、(3)に該当する者への処分も可とする。

那覇市公告第68号
平成25年5月22日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和31年法律第79号)2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	新都心公園
公園の位置	那覇市銘苅3丁目地内
供用開始の期日	平成25年5月23日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位 置 図 (新都心公園)



那覇市公告第 71 号

平成 25 年 5 月 22 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 78 号

平成 25 年 5 月 28 日

掲 示 済

農連市場地区防災街区整備事業の施行地区となるべき区域の公告について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年 5 月 9 日法律第 49 号）第 139 条第 1 項の規定により、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域の公告について申請がありましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告し、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成 9 年 11 月 6 日建設省令第 15 号）第 53 条第 1 項の規定により、当該区域を表示する図面を 2 週間公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、同法第 139 条第 3 項の規定により、公告のあった日から起算して 30 日以内に那覇市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 申請者
那覇市樋川二丁目 12 番 13 号
那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合設立発起人代表
新垣 幸助 他 5 名
- 2 設立予定の組合名称
那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
- 3 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称
那覇市樋川二丁目、壺屋一丁目、松尾二丁目、樋川一丁目のそれぞれ一部(別紙参照)
- 4 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所
那覇市都市計画部市街地整備課 (那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号 9 階)
- 5 縦覧期間
平成 25 年 5 月 28 日から平成 25 年 6 月 10 日まで(土・日曜日及び祝日を除く)
- 6 縦覧時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(別紙)

農連市場地区防災街区整備事業

施行地区となるべき区域内の土地の地番

沖縄県那覇市樋川二丁目		
地 番		
53 番 33	62 番 10	551 番 8 の一部
54 番	62 番 11	551 番 9 の一部
54 番 4	62 番 12	551 番 10 の一部
54 番 5	62 番 13	551 番 11
55 番 1	62 番 14 の一部	551 番 12
59 番 12	62 番 15	551 番 13
59 番 13	62 番 16	551 番 14
59 番 14	62 番 17	551 番 15
59 番 15	77 番 3 の一部	551 番 16
59 番 16	79 番 4	551 番 17
59 番 17	79 番 6 の一部	551 番 18
59 番 18	546 番	551 番 19
59 番 19	546 番 1	551 番 20
61 番 4	546 番 2	551 番 21
61 番 5	546 番 3	551 番 22
61 番 6	547 番	551 番 23
61 番 7	547 番 2	551 番 24
61 番 8	548 番	551 番 25
61 番 9	548 番 1	551 番 26
61 番 12 の一部	548 番 2	551 番 27
61 番 14 の一部	548 番 3	551 番 28
61 番 15 の一部	549 番	551 番 29
61 番 16 の一部	549 番 1	551 番 30
62 番	550 番	551 番 31
62 番 4 の一部	551 番 2	551 番 32
62 番 5 の一部	551 番 3	551 番 33
62 番 6 の一部	551 番 4	551 番 34
62 番 7	551 番 5	551 番 35
62 番 8	551 番 6	551 番 36
62 番 9	551 番 7 の一部	551 番 37

(別紙)

沖縄県那覇市樋川二丁目		
地 番		
551 番 38	551 番 87	551 番 120
551 番 39	551 番 88	551 番 121
551 番 40	551 番 89	551 番 122
551 番 41	551 番 90	551 番 123 の一部
551 番 42	551 番 91	551 番 173 の一部
551 番 43	551 番 92	551 番 176 の一部
551 番 44	551 番 93	551 番 177
551 番 45	551 番 94 の一部	551 番 178
551 番 46	551 番 95	551 番 181
551 番 47	551 番 96	551 番 188 の一部
551 番 48	551 番 97	557 番 1 の一部
551 番 49	551 番 98	557 番 2
551 番 50	551 番 99	557 番 3 の一部
551 番 51	551 番 100	557 番 4 の一部
551 番 52	551 番 101	557 番 5 の一部
551 番 53	551 番 102	557 番 6
551 番 54	551 番 103	557 番 7
551 番 70 の一部	551 番 104	558 番 1
551 番 72	551 番 105	558 番 3
551 番 73	551 番 106	558 番 4
551 番 74	551 番 107	558 番 5
551 番 75	551 番 108	558 番 6
551 番 76	551 番 109	558 番 7
551 番 77	551 番 110	563 番 2
551 番 78	551 番 111	551 番 7 地先
551 番 79	551 番 112	551 番 25 地先
551 番 80	551 番 113	551 番 32 地先
551 番 81	551 番 114	551 番 70 地先
551 番 82	551 番 115	以下余白
551 番 83	551 番 116	
551 番 84	551 番 117	
551 番 85	551 番 118	
551 番 86	551 番 119	

(別紙)

沖縄県那覇市壺屋一丁目		
地 番		
53 番 34 の一部	59 番 4 の一部	559 番 3, 4 (筆界未定地) の一部
53 番 36 の一部	61 番 2 の一部	
53 番 37 の一部	558 番 2 の一部	560 番 1, 2, 3 (筆界未定地) の一部
54 番 3 の一部	563 番 4 の一部	
55 番 2	563 番 5 の一部	以下余白
59 番 2 の一部	563 番 8 の一部	

沖縄県那覇市松尾二丁目	
地 番	
122 番 1 の一部	以下余白

沖縄県那覇市樋川一丁目	
地 番	
464 番地先	以下余白

那覇市公告第 88 号
平成 25 年 6 月 3 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号 平成 25 年 1 月 11 日 第 23-046-3 号
沖縄県指令土第 7 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市宇栄原二丁目 1061 番ほか 30 筆のうち
(2 工区) (3 工区)

- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図の通り
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市泉崎一丁目1番1号
那覇市長 翁長 雄志
- 5 検査済証番号 平成25年5月7日 那都建第32号
- 6 工事完了年月日 平成25年4月6日

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第13号
平成25年5月8日
施 行 済

那覇市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 玉城 則雄

那覇市火災調査規程の一部を改正する訓令

那覇市火災調査規程(昭和61年 消防本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資料の提出)</p> <p>第34条 消防長又は署長は、調査のため必要と認めるときは、関係者に対し資料の任意提出を求めるものとする。</p> <p>2 法第34条第1項の規定により資料の提出を命ずるときは、火災調査関係資料提出命令書(第6号様式)によるものとする。</p> <p>[第6号様式 別記]</p>	<p>(資料の提出)</p> <p>第34条 消防長又は署長は、調査のため必要と認めるときは、<u>関係者又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者</u>に対し資料の任意提出を求めるものとする。</p> <p>2 <u>消防長又は署長は、法第32条第1項又は</u>法第34条第1項の規定により資料の提出を命ずるときは、火災調査関係資料提出命令書(第6号様式)によるものとする。</p> <p>[第6号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成25年5月8日から施行する。

[改正前 別記]

第6号様式

[略]

火 災 調 査 関 係 資 料 提 出 命 令 書

年 月 日那覇市 において発生した火災調査のため必要があるので、次の資料を 年 月 日までに消防本部へ提出するよう消防法第34条第1項の規定に基づき命令します。

[略]

[改正後 別記]

第6号様式

[略]

火 災 調 査 関 係 資 料 提 出 命 令 書

年 月 日那覇市 において発生した火災調査のため必要があるので、次の資料を 年 月 日までに消防本部へ提出するよう消防法第 条第 項の規定に基づき命令します。

[略]

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 号

平成 25 年 5 月 15 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
412	大城設備	浦添市城間 2 丁目 12 番 11 号	大城 直哉	平成 25 年 4 月 18 日
413	有限会社 与儀工業	豊見城市字我那覇 261 番地 1	与儀 弘玄	平成 25 年 4 月 18 日
414	有限会社 宜野座産業	糸満市字新垣 75 番地	宜野座 嗣秀	平成 25 年 4 月 30 日

那覇市上下水道局告示第 4 号

平成 25 年 5 月 15 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
340	有限会社 協建	中城村字伊舎堂 351 番地	當眞 榮一

那覇市上下水道局告示第 5 号

平成 25 年 5 月 21 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 457 号
指定工事店名 フジ設備工業
営業所所在地 沖縄市桃原1丁目4番20号
 サンハイム桃原201号
代表者名 仲村 繁治
有効期間 自 平成25年4月17日
 至 平成30年3月31日

指定(登録)番号 第 458 号
指定工事店名 有限会社 与儀工業
営業所所在地 豊見城市字我那覇261番地1
代表者名 与儀 弘玄
有効期間 自 平成25年4月23日
 至 平成30年3月31日

指定(登録)番号 第 459 号
指定工事店名 大城設備
営業所所在地 浦添市城間2丁目12番11号
代表者名 大城 直哉
指定の有効期間 平成25年4月23日
 平成30年3月31日

指定(登録)番号 第 460 号
指定工事店名 有限会社 宜野座産業
営業所所在地 糸満市字新垣75番地
代表者名 宜野座 嗣秀
指定の有効期間 平成25年5月 1日
 平成30年3月31日

那覇市上下水道局告示第 6 号

平 成 2 5 年 5 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 382 号
指定工事店名	株式会社 日動水道
営業所所在地	南風原町字照屋 305 番地 1 コーポ大てる 1-C
代表者名	古堅 和則
指定の有効期間	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 4 月 23 日
異動事由	商号の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 6 号
平成 25 年 5 月 15 日
掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 25 年 6 月 3 日から同年 6 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第7号
平成 25 年 5 月 15 日
掲 示 済

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 2 項の規定により、平成 25 年 6 月 3 日から同年 6 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

